市民憲章(素案)に対する意見募集結果について

<第1次募集>

1 募集期間 平成20年11月10日(月)~28日(金)

2 募集方法

- (1) ホームページ
- (2) 匝瑳市市民憲章 (素案) に対する意見箱
 - ①市役所本庁舎
 - ②野栄総合支所

3 募集結果

- (1) 提出者数 1人
- (2) 意見数 2件
- (3) 提出方法 意見箱 (野栄総合支所) への投函

4 提出された意見と市の考え方

※平成21年1月5日から31日までホームページにおいて公表

	提出された意見	市の考え方	
意見 1	市民憲章 (草案) の取	市民憲章(素案)は、市のホームページや市役	
	<u>り扱いについて</u>	所本庁舎ロビー、野栄総合支所ロビーにおいて意	
	市の広報に草案を発	見募集を行いましたが、ご指摘のとおり、市広報	
	表し、市民の意見を求	紙に掲載することで多くのご意見が寄せられるも	
	めるとより多くの声が	のと考えられます。	
	寄せられると思いま	このため、今後、広報そうさに市民憲章(素案)	
	す。意見を求める方法	を掲載し改めて市民意見の募集を図りたいと考え	
	が適切とは思いませ	ます。	
	ん。		
意見2	市民憲章(草案)の内	市民憲章については、市民憲章文案を募集した	
	容について	ところ 226 点の作品が応募されました。応募者の	
	草案からは次代を担	内訳は、小学生が 207 人(うち団体が1)、中学	
	う小中学生とか若者の	生が1団体、成人の方が6人となっており、ほと	
	いぶきが伝わってきま	んどが小学生からの応募でした。	
	せん。	今回の市民憲章 (素案) は、市民 10 人で構成す	
		る市民憲章検討委員会において、応募された文案	
		の中から優秀な作品を複数選び、それを基に素案	
		を作成しました。	
		このため、市民憲章(素案)には小学生からの	
		応募文案についても考慮しながら作成していると	
		ころです。	
		現時点では、制定作業の中途段階であり、今後、	
		広報そうさにおいて市民憲章(素案)を周知し、	
		再度、市民意見の募集を図っていく予定ですので、	
		ご指摘の内容が市民憲章に反映できるよう努めた	
		いと考えます。	

<第2次募集>

1 募集期間 平成21年2月1日(日)~13日(金)

2 募集方法

- (1) 広報そうさ
- (2) ホームページ
- (3) 匝瑳市市民憲章 (素案) に対する意見箱
 - ①市役所本庁舎
 - ②野栄総合支所

3 募集結果

- (1) 提出者数 1人
- (2) 意見数 2件
- (3) 提出方法 意見箱 (野栄総合支所) への投函

提出された意見 4

	市民憲	章(素案))に対す	る意見
意	(1)	「みんな」	が輝く」	→削除
九	(0)	Г ш:	L 7 .	Г нас. —

- →削除 (理由) すっきりします。
- 1 | (2) 「歴史を守る」→「歴史と伝統を守る」 (理由) 歴史と伝統は一体

市民憲章を市民に理解・定着させるための提言

ドーム前に碑を建立するのには、費用もかかるし、市民への理解・定着に はあまり役立たないと思う。このため、次により市民への周知を徹底させる よう提言します。

- (1) 市役所と野栄総合支所の庁舎に大きな垂れ幕を掲出する。
- (2) 次の施設に市民憲章を掲出する。 ドーム、アリーナ、図書館、小中学校体育館、コミュニティセンター
- (3) 今後、市を担う小学生・中学生に次により普及を図る。
 - ①市民憲章の印刷された下敷きを配布する。
 - ②小学校高学年と中学生には、学校及び家庭で週に一回程度、市民憲章 を唱える機会をつくる。

見